

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、随意契約（プロポーザル形式）を実施するので、次のとおり企画提案書の公募手続を開始する。

令和 7 年 8 月 26 日

沖縄県知事 玉城 康裕

1. 委託業務の内容

- （1）業 務 名：令和 7 年度 自動運転サービス事業成立性検討業務
- （2）期 間：契約締結の日から令和 8 年 3 月 16 日まで
- （3）業務目的：本業務は、高齢化・過疎化が進む地域において、高齢者等の移動支援、地域の活動支援を目的とした持続可能な公共交通サービスを低廉かつシンプルな自動運転により実現することを目指すことを目的とする。
- （4）業務内容：別添「仕様書」を参照。
- （5）契約限度額：10,329,000 円（消費税込み）

2. 応募資格

以下の要件を満たす者であること。

- （1）沖縄県内に本社を有する法人であること。
応募は単独、共同企業体どちらも可とする。
但し、単独、共同企業体の構成員の全てが県内に本社を有する法人であること。
- （2）これまで、沖縄県内において、地方公共団体から、地域公共交通計画に関する調査、作成業務等を過去 5 年以内に受注した者であること。
- （3）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない法人であること。
（注）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- （4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴対法第 2 条第 6 号に規定す

る暴力団員に該当する者でないこと及びこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

- (6) 配置予定担当者等については、(2) に示す業務実績を有すること。また、以下のいずれかの資格を有する者において、業務管理者及び担当者を配置（担当者は少なくとも1名配置）すること。

- ア 技術士（総合技術監理部門「建設部門」）の資格を有し技術士法による登録を行っている者。
- イ 技術士（建設部門：「道路」又は「都市及び地方計画」）の資格を有し技術士法による登録を行っている者。（当該で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門（技術士制度における技術部門で建設部門）に4年以上従事している者。）
- ウ R C C M（「道路」又は「都市計画及び地方計画」）の資格を有し「登録証書」の交付を受けている者。

3. 企画提案書等の提出

- (1) 質問の受付期間、提出場所、提出方法及び回答方法

ア 受付期間

公告の日～令和7年8月29日（金） 12時

イ 提出場所

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁7階

沖縄県企画部交通政策課 交通企画班 担当：石川 正人

電話 098-866-2045 F A X 098-866-2448

メールアドレス ishikama@pref.okinawa.lg.jp

ウ 提出方法

質問票（様式1）を、持参、郵送（到着確認が可能な手段に限る）、F A X又はメールにより提出

（F A X、メールを利用する場合は、必ず担当者に電話で着信を確認すること。）

エ 回答方法

令和7年9月2日（火）までに交通政策課ホームページ等にて回答する。

- (2) 応募申込書・企画提案書等の受付期間、提出場所及び提出方法

ア 受付期間

公告の日～令和7年9月3日（水） 12時

イ 提出場所

上記（1）イと同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送（到着確認が可能な手段に限る）により提出

エ その他

詳細については、企画提案書等作成要領（別紙1）による

4. 審査について

(1) 第1次審査

- ア 企画提案者が多い場合、別紙1の評価基準に基づく事務局審査により3社程度を選定し、書面審査（第2次審査）を実施する。
- イ 対象者の選定結果は、企画提案者全員にすみやかに通知する。

(2) 第2次審査

企画提案書の内容について、書面審査を行う。

5. 委託予定業者の選定

(1) 委託予定業者の選定方法

企画提案事業者審査委員会（以下、「委員会」という。）による審査を経て、選定された企画提案書の企画提案者を委託予定業者（優先交渉者）として選定する。

(2) 委員会における評価基準

別紙1による。

(3) 結果の通知

選定結果は、すみやかに通知する。

なお、選定結果通知後の質問は、受け付けない。

(4) 契約の締結

委員会で選定された委託予定業者（優先交渉者）と締結する。

但し、契約が整わない場合は、委員会において、次点の企画提案書を選定する。

なお、その場合の選定結果は、当該企画提案書提出者のみに通知する。

6. その他

(1) 契約書作成の要否 要（契約書（案）を参照のこと）

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(3) 各期間の事務取扱については、沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15条）第1条に定める県の休日を除き、時間帯は9:00～17:00とする。

(4) 企画提案書の作成等に係る費用は、応募者の負担とする。

(5) 提出した企画提案書及び関係資料は返却しない。

(6) 提出された企画提案書等については公表しない。

(7) 契約に関する留意事項

ア 選定された事業者と随意契約による本委託業務に係る契約締結の手続を行う。そのため、必要に応じて、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求める。

イ アで作成する仕様書は、選定された企画提案書を尊重することを原則とするが、その内容に限定されず変更もあり得るものとする。

ウ 提案内容を適切に反映した仕様書作成のために業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

エ 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。